

年企発 0121 第 2 号
令和 4 年 1 月 21 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公印省略)

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）が令和 2 年 6 月 5 日に公布されたところであるが、今般、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 244 号）が令和 3 年 9 月 1 日に、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 13 号）が令和 4 年 1 月 21 日にそれぞれ公布されたこと等を踏まえ、「確定拠出年金の企業型年金に係る承認基準等について」（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号）の別紙を別添のとおり改正し、令和 6 年 12 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

（別紙1）

| 新 | | | 旧 | | |
|--|--|--|--|---|---|
| （別紙1） 承認要件等 （略） | | | （別紙1） 承認要件等 （略） | | |
| 規約記載事項 | 規約承認事項 | 審査要領 | 記載事項 | 規約承認事項 | 審査要領 |
| 法第3条第3項 1～6（略） 7. 事業主掛金の額の算 定方法その他の拠出 に関する事項 | （略） （略） （1）～（4）（略） （5）事業主掛金の額は、企業型掛 金拠出単位期間における企業型 年金加入者期間の計算の基礎と なる期間の各月の末日における 次の企業型年金加入者の区分に 応じて定める額の合計額（拠出 区分期間ごとに拠出する場合 は、拠出することとなった日の 前月までの各月の末日における 次の企業型年金加入者の区分に 応じて定める額の合計額から前 の拠出区分期間に係る掛金の拠 出額を控除した額）を超えては ならないこと。 （拠出限度額） ・他制度加入者以外のもの 五万五千元 ・他制度加入者であるもの <新制度を適用する場合> 五万五千元から他制度掛金相当 額を控除した額 <旧制度を適用する場合> 二万七千五百円 （6）（略） （1）・（2）（略） | （略） （略） （略） ・拠出限度額を超えないことが明記さ れていること。 ・規約に記載されている掛金額の上 限が「政令第11条で定める額」 等、法令を引用している場合は、 事業主が企業型年金加入者に対 してその額を周知することに努め る旨規約に明記されていること。 ・ <u>確定拠出年金法施行令及び公的年 金制度の健全性及び信頼性の確保 のための厚生年金保険法等の一部 を改正する法律の施行に伴う経過 措置に関する政令（令和3年政令第 244号）附則第2項の経過措置の適 用の有無（旧制度／新制度）が規約 に明記されていること。</u> ・ <u>企業型年金のみを実施する事業所 も含め、2024年12月前に施行した 規約は全て旧制度適用となり、同月 以降に新たに施行した規約や法第3 条第3項第7号に関する事由につ いて変更した規約は一律新制度適 用となること。</u> | 法第3条第3項 1～6（略） 7. 事業主掛金の額の算 定方法その他の拠出 に関する事項 | （略） （略） （1）～（4）（略） （5）事業主掛金の額は、企業型掛 金拠出単位期間における企業型 年金加入者期間の計算の基礎と なる期間の各月の末日における 次の企業型年金加入者の区分に 応じて定める額の合計額（拠出 区分期間ごとに拠出する場合 は、拠出することとなった日の 前月までの各月の末日における 次の企業型年金加入者の区分に 応じて定める額の合計額から前 の拠出区分期間に係る掛金の拠 出額を控除した額）を超えては ならないこと。 （拠出限度額） ・他制度加入者以外のもの 五万五千元 ・他制度加入者であるもの 二万七千五百円 （6）（略） （1）・（2）（略） | （略） （略） （略） ・拠出限度額を超えないことが明記さ れていること。 ・規約に記載されている掛金額の上 限が「政令第11条で定める額」 等、法令を引用している場合は、 事業主が企業型年金加入者に対 してその額を周知することに努め る旨規約に明記されていること。 |
| 7の2. 企業型年金加入 者掛金の額の決定又は 変更の方法その他拠出 に関する事項（企業型 | （略） （1）・（2）（略） | （略） （略） | 7の2. 企業型年金加入 者掛金の額の決定又は 変更の方法その他拠出 に関する事項（企業型 | （略） （1）・（2）（略） | （略） （略） |

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---|-------------------------------|---|--|
| <p>年金加入者が掛金を拠出することができる場合)</p> | <p>(3) 企業型年金加入者掛金の額については、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように変更する場合、その他厚生労働省令で定める場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができるものであること。</p> | <p>・企業型年金加入者掛金の額は、以下の場合を除いて企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更ができることが明記されていること。</p> <p>①各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられることにより、当該事業主掛金の額が当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合。</p> <p>②各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられること又は他制度掛金相当額が引き上がることにより、当該事業主掛金と当該企業型年金加入者掛金との合計額が法第20条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合。</p> <p>③各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられる場合又は他制度掛金相当額が引き下がる場合において、<u>当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を引き上げる場合。</u></p> <p>④企業型年金規約で定めた企業型年金加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出することができなくなる場合において、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合。</p> | <p>年金加入者が掛金を拠出することができる場合)</p> | <p>(3) 企業型年金加入者掛金の額については、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように変更する場合、その他厚生労働省令で定める場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができるものであること。</p> | <p>・企業型年金加入者掛金の額は、以下の場合を除いて企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更ができることが明記されていること。</p> <p>①各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられることにより、当該事業主掛金の額が当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合。</p> <p>(新設)</p> <p>③企業型年金規約で定めた企業型年金加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出することができなくなる場合において、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合。</p> |
|-------------------------------|---|---|-------------------------------|---|--|

| | | | | | |
|---|---|--|--|---|--|
| <p>8～11 (略)</p> <p>12. その他政令で定める事項</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 厚生年金基金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済 (以下「退職金共済」という。) 又は退職手当制度に係る資産の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に関する事項</p> <p>ク・ケ (略)</p> | <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> | <p>⑤企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合。</p> <p>⑥企業型年金加入者掛金の額を零から変更する場合。</p> <p>⑦企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い抛出することとなる期間の月数に応じて変更する場合。</p> <p>・上記①、②、④及び⑤の変更に際し、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、企業型年金加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。また、事業主は企業型年金加入者の指図なしに変更した場合は、当該企業型年金加入者に速やかに報告することが明記されていること。</p> <p>・企業型年金加入者掛金の額の変更月をあらかじめ企業型年金規約で定める場合は、その変更月が明記されていること。ただし、上記①、②、④及び⑤に掲げる場合は、毎月変更ができるものであること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> | <p>8～11 (略)</p> <p>12. その他政令で定める事項</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度に係る資産の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に関する事項</p> <p>ク・ケ (略)</p> | <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> | <p>④企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合。</p> <p>⑤企業型年金加入者掛金の額を零から変更する場合。</p> <p>⑥企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い抛出することとなる期間の月数に応じて変更する場合。</p> <p>・上記①～④の変更に際し、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、企業型年金加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。また、事業主は企業型年金加入者の指図なしに変更した場合は、当該企業型年金加入者に速やかに報告することが明記されていること。</p> <p>・企業型年金加入者掛金の額の変更月をあらかじめ企業型年金規約で定める場合は、その変更月が明記されていること。ただし、上記①～④に掲げる場合は、毎月変更ができるものであること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> |
|---|---|--|--|---|--|